

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和3年6月30日付け農総技第62号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年5月19日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〔 農総技第181号（令和3年1月26日）の請求内容で対象となる資料が存在しているにも関わらず開示しなかった分の一切の資料 〕

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

農業研究所が保有する以下の公文書

- (ア) 支出負担行為兼支出決議書
- (イ) 請求書
- (ウ) 産業廃棄物管理票
- (エ) 産業廃棄物処理委託標準契約書
- (オ) 産業廃棄物処分業許可証
- (カ) 産業廃棄物収集運搬業許可証

イ 開示をしない部分及び理由

請求書中の担当者名、産業廃棄物管理票中の運搬、処分及び最終処分終了日に係る担当者名については、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。産業廃棄物管理票中の運搬受託者名等、産業廃棄物処理委託標準契約書の社印・代表者印、産業廃棄物処分業許可証の許可内容等については、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。

(2) 本件審査請求

ア 審査請求人は、令和2年12月14日付けで、条例第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「令和2年12月14日付け開示請求」という。）を行った。

- ・農業研究所で管理している「備品使用簿」（最新分のみ）
- ・廃棄、管理替え、売却などにより備品使用簿から抹消した備品がわかる資料（増加分を除く。）および抹消に伴う会計上お金が移動したことがわかる資料（受領書、領収書、見積書など）

実施機関は、令和2年12月14日付け開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により公文書部分開示決定処分（令和3年1月26日付け農総技第181号。以下「令和3年1月26日付け部分開示決定処分」という。）を行い、次の公文書を開示した。

- (ア) 備品使用簿
- (イ) 物品不用決定・処分伺（甲）
- (ウ) 物品管理換書（甲）
- (エ) 見積書

イ 審査請求人は令和3年5月19日付けで本件開示請求を行い、実施機関は令和3年6月30日付け農総技第62号で本件処分を行った。

ウ 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年8月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める。

2 理由

令和3年1月26日付け部分開示決定処分にて開示された物品不用決定・処分伺（甲）（乙）（以下「本件不用決定」という。）について、「処分（現金交付）年月日※」の欄に記載されている平成31年3月26日の処分費用に関わる資料が開示されず、全く関係のない令和2年4月4日に処分した請求書が開示されたが、平成31年3月26日の処分費用に関わる資料が開示されないことは不適切である。

県は、農業研究所の敷地内に設置しているコンテナに不用物品を搬入・廃棄した平成31年3月26日を本件不用決定の処分年月日としたと主張しているが、コンテナへの搬入は、廃棄備品の場所を移動しただけであり処分年月日ではない。また、廃棄備品は使用者が立ち合いのもと処分業者へ引き渡していると県が明言しているため、処分年月日は処分業者に引き渡した日であることは明白である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

農業研究所では、物品を棄却処分するに当たっては、販売業者に引き取ってもらう方法と、敷地内に設置しているコンテナに一旦廃棄し、コンテナが一杯になったところで産業廃棄物

運搬・処分業者に処分を依頼する方法のいずれかによっている。本件不用決定による廃棄処分については、平成31年3月26日に職員が不用物品をコンテナに搬入・廃棄したが、産業廃棄物運搬・処分業者が当該コンテナを引き取ったのは令和2年4月4日であった。コンテナに不用物品を搬入・廃棄した平成31年3月26日を本件不用決定の処分年月日としたことによって、産業廃棄物運搬・処分業者が引き取った日と相違が生じたものであり、審査請求人が開示されないと主張する本件不用決定に係る処分費用に関する資料は、本件処分により開示した請求書である。

なお、物品不用決定・処分伺の「処分（現金交付）年月日※」の欄に記載すべき日付について、本件処分後に富山県出納局総務会計課に改めて確認したところ、処分業者がコンテナを引き取った日を記載すべきとのことであったため、農林水産総合技術センターでは、現在は、処分業者がコンテナを引き取った日を処分年月日として記載している。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

実施機関の弁明書及び富山県農林水産部農林水産企画課の職員からの意見聴取によれば、農業研究所の敷地内に設置しているコンテナに不用物品を搬入した平成31年3月26日を物品不用決定・処分伺の処分年月日としたことによって、産業廃棄物運搬・処分業者が当該コンテナを引き取った令和2年4月4日と相違が生じたものであり、審査請求人が開示を求める本件不用決定に相当する処分費用に関する請求書は、本件処分により開示した請求書であるとのことであった。よって、本件不用決定に相当する処分費用に関する請求書として、審査請求人が存在すると考える平成31年3月26日付けの請求書は存在しないことになるから、令和2年4月4日付けの請求書を開示した実施機関の判断に不合理な点は認められない。

なお、物品不用決定・処分伺の「処分（現金交付）年月日※」の欄に記載すべき日付に関しては、本件処分の当否に直接関係するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではないため、言及しない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年1月4日	実施機関から諮問書を受理
令和4年2月17日 (第178回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年3月10日 (第180回審査会)	審議
令和4年4月13日 (第181回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
岡 部 紀 子	富山県婦人会副会長	
奥 田 裕 之	北日本新聞社論説特別委員	
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	